

休業協定

石窯ピザ丸 西尾卓二 と 榎列 ピザ子 とは、休業の実施に関し下のとおり協定する。

記

1. 休業の時期

休業は令和2年4月1日から令和2年4月30日までの間において、
これらの日を含め、25日間実施する。

2. 休業の対象者

(1) 全従業員を対象とする。

3. 休業時間

10:00～14:00, 17:00～21:00

4. 休業手当の支払い基準

休業日は、一日当たり下の算定方法により算定した額の100%相当額の休業手当を支給する。

1日当たりの賃金額の算定方法

時間額×所定労働時間数

5. 雑則

この協定は令和2年4月1日に発効し、令和2年4月30日に失効する。

令和2年3月31日

石窯ピザ丸 西尾卓二

印

印